

秋
夜



秋の夕焼けに染まる旧函館区公会堂

平成13年9月25日発行 第246号 隔月1回25日発行

ぎょうせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2001年 9月

No.246

〈 ホームページアドレス=<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei>
メールアドレス=gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 〉



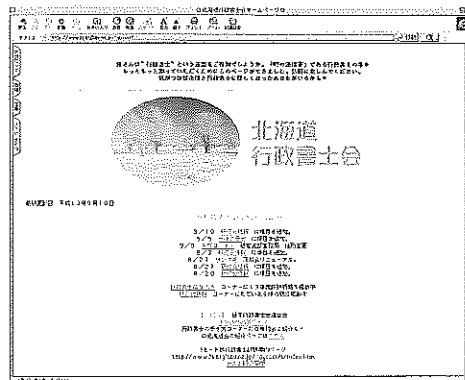
ホームページコーナー

本年度の資格試験が迫ってきました。テレビや小説の影響を受けて、今回の受験者数も大幅な増加をみるのでしょうか。補助者や知人で受験される方も多いと思います。

さて、本会ホームページの更新状況です。国土交通省による「小型船舶の登録等に関する法律に伴う政省令案に関するパブリックコメントの募集」と経済産業省による「新たな自動車リサイクルシステムの構築に向けて自動車リサイクルに関する制度化に向けた考え方（案）に関するパブリックコメントの募集」を追加しました。

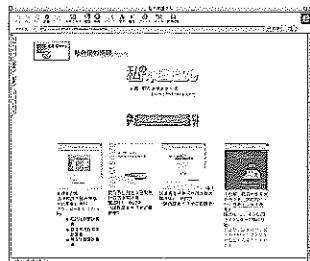
また、支部コーナーでは、札幌支部の内容を更新しました。札幌支部と旭川支部の研修会の案内を追加しました。会員ホームページのリンク集では、札幌支部会員へのリンクを追加しました。

【ホームページ担当 田中浩貴】



電腦行政書士通信 【ニュース特集】

■ 私の本屋さん



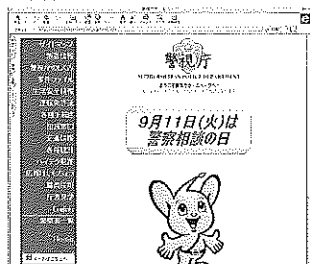
<http://www.ofours.com/books/index.html>

私の本屋さん

<http://www.ofours.com/books/index.html>

業務に使えるソフトを有償・無償で入手することができます。たとえば、「土地・建物等の譲渡所得税（概算）計算書」「相続税総額（概算）計算書」「個人民事再生可処分所得計算書」「図解 相続の仕方がわかる本 実践的・実務的相続対処マニュアル本」「金利（利息金・遅延損害金等）及び弁済金額計算に関する法律と実務」「生活設計・借用可能概算金額算出シート」「特殊金利計算に関する法律と計算方法」「給与等に対する強制執行許可金額計算」などがあります。

■ 警視庁



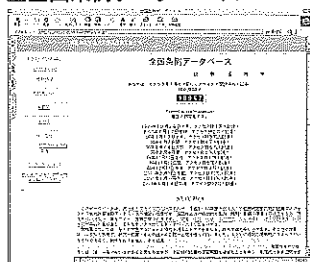
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/index.htm>

警視庁

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/index.htm>

古物商許可、道路使用許可、警備業認定、車庫証明、などの各種申請書のPDFファイルがあります。

■ 全国条例データベース



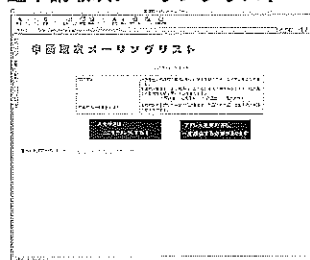
<http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/>

全国条例データベース

<http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/>

鹿児島大学法学部法政策学科が作成しています。開設当初から比べるとだいぶコンテンツが増えてきましたが、さらなる充実を期待します。

■ 申請取次メーリングリスト



<http://qube.cherry.ne.jp/users/dennou-club/shintori.htm>

申請取次メーリングリスト

<http://qube.cherry.ne.jp/users/dennou-club/shintori.htm>

本誌5月号にも掲載されましたが、在留資格などの渉外業務を手がける事務所への必読のメーリングリストです。

北朝鮮web六法

<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/3277/>

韓国Web六法

<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/target.html>

渉外業務を行ううえで、外国法の調査が重要となります。朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の六法。

【文責 田中浩貴】



浪漫の街。函館。

観光地としてはあまりにも有名ですが、歴史の古い街でもあります。

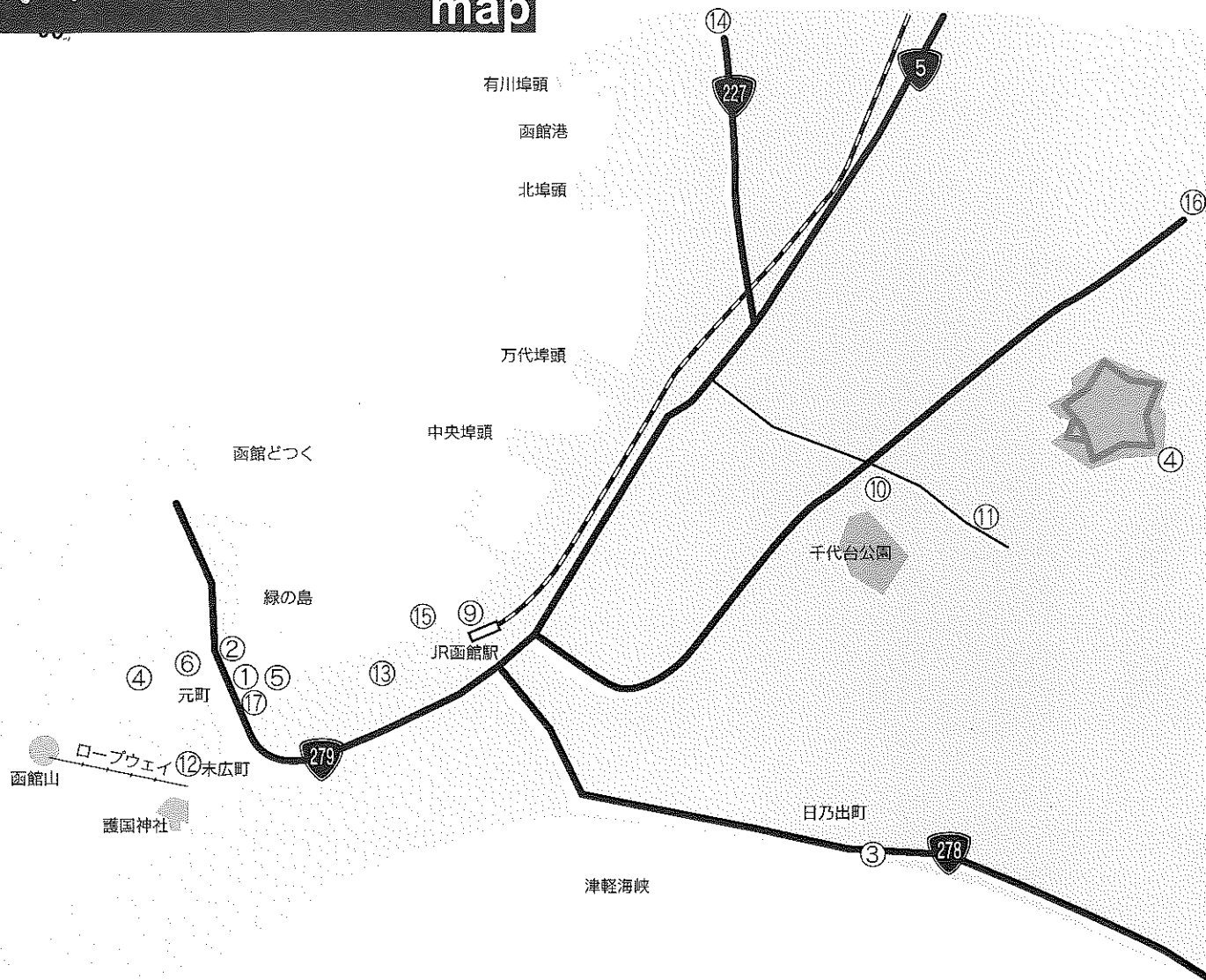
長崎、横浜とともに日本最初の国際貿易港として栄え、いち早く西洋文化が紹介されたところです。

以来、「浪漫、はいから、エキゾチック」の名にふさわしく、洋館、教会の立ち並ぶ景観や世界三大夜景と称される扇形の夜景、赤レンガ倉庫群のライトアップそして、ベイエリア等「古きもの」と「新しきもの」が混在しながらも調和を保ちつつ、そこに住む人々も「あったかい」街でした。

今回は函館を
歩き回りました。



map



観光地だけあって
広範囲になって
しまいました。



- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 函館市文学館 | ⑩ 清寿司 |
| ② 函館市北方民族資料館 | ⑪ カフェルポ |
| ③ 啄木浪漫館 | ⑫ カフェベルラ |
| ④ 旧函館区公民館 | ⑬ ル・モン・ガギュー |
| ④ 五稜郭 | ⑭ ウエストコースト |
| ⑤ 観光遊覧船 ~Blue Moon~ | ⑮ ビロングス |
| ⑥ 食事処「富茂登(ふもと)」 | ⑯ キッチン「アウル」 |
| ⑨ 巴どんぶり | ⑰ ラッキーピエロ |

函館支部におじゃましました

今回は函館支部に函館支部初の女性支部長である鎌田節子先生と広報部部長の吉田寿美子先生、現在 北海道行政書士会副会長で函館支部顧問の佐藤 聡先生、そして後ほど企画部長の木立克男先生が参加し、総勢4名で出迎えて下さいました。



函館支部ってどんな支部ですか？

函館支部は8月末現在で総勢110名。函館市内に80名、渡島・檜山管内に30名の行政書士がいます。

渡島管内は、現在、「上磯町」、「七飯町」、「大野町」、「恵山町」、「砂原町」、「森町」、「八雲町」に、檜山管内は「江差町」、「厚沢部町」、「乙部町」、「奥尻町」に行政書士がおります。

支部の組織は、支部長の他に副支部長として原隆俊理事、福地隆祐理事、そして総務部、業務部、企画部、広報部。総勢16名の役員で構成されております。

函館支部の活動状況を教えてください！

支部の活動は大まかに言いますと2つありまして、第1はやはり何と言っても、無料相談会でしょう。毎年10月にデパートの1階において函館支部独自の無料相談会を開きますが、昨年度までで計5回ほど開催され、平均相談件数は39件になります。内容としては、遺言・相続、贈与関連、借地借家、金銭貸借、契約、会社設立、交通事故、建設業などですので、あらゆる分野に対応できるように相談員を12～13名配置しています。せっかく開催するのですから、多くの人に利用してもらえるように積極的に広報活動をしします。

北海道新聞販売店のミニコミ紙や朝日新聞のチラシなど無料の広告を掲載してもらい、HBCラジオ放送や地元ラジオ放送などに案内を流してもらいます。

また、有料のものでは、支部独自のポスターを作成し、市役所や会員の事務所に掲示してもらいます。

有料のチラシも配布しますし、会場出入口には相談会の3日前から看板を設置し、広く宣伝をします。

また、五士業連絡協議会の無料相談会も行いました。(税理士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、行政書士の五士業)

これに関しては、お互いの職域の問題もありましたが、事前にきちんと話し合いをし、『これからは共存という形でお客様に総合的なサービスをしていかなければならない』という共通の認識の上に立ち、入口に案内役を置き、相談者が迷わないように案内をすることでスムーズな相談が行われております。

結果、各士業ばらつきもなく平均的に相談があり、2日間の相談会で合計65人の利用がありました。

一緒に活動することにより市民のための相談会でしたが、各士業間でもお互いの職域により共通理解が高まるという予想外のよい結果も生まれました。

函館支部は、これからは市民のみならずのために総合的なサービスを行わなければならないと考えております。そのためには各士業が力をあわせることも大事と考え、今後も市民に対してだけではなく、各士業間にこのような啓蒙活動を行う予定です。

また、市役所においても相談日を設置し、隔週火曜日に相談室において理事が対応しています。

このような活動が行政サイドにも理解され、行政書士というものの理解となり徐々に行政書士への仕事の相談件数が増えてきています。

2つめの大きな活動としては、研修会があげられます。年5回開催される研修会は外部より積極的に講師を招き、会員の資質向上に努めます。

とくに、昨年くらいからは代理権の獲得を見据え、民事業務全般に幅広く対応できる行政書士の育成を考えています。

6月には札幌支部より篠原賢吾会員を迎えて、「行政書士と民事業務」の研修を行いました。

また、併せて今後はパソコンの知識も必須となることから函館支部独自でML(=メーリングリスト)も持っております。なかなか、パソコンを活用するまでには時間がかかりますが、このMLを連絡手段とすることにより少しでも早く慣れてもらいたいという思いで入会者には早くパソコンで連絡が取れるように働きかけています。

また、任意会ではありますが、函館支部には「函館コスモス民研」という勉強会があります。

こちら、民事業務に関して様々な視点から深く勉強していきたい会員のために活発な活動を行っております。

さらに函館支部は今年から証紙売り捌き所を開設致しました。6月25日付で北海道知事より指定を受け、7月4日より販売を始めることができました。

これも今回、函館支部の積極的な活動といえます。



さらに…なんと!

現在北海道行政書士会副会長の佐藤聡先生は函館支部の支部長を3期6年間務められ、その間に会員同士の交流にも気を配られました。支部長杯というパークゴルフ大会や、ボーリング大会など毎年賑やかに開催され、会員のコミュニケーションにも尽力されていました。会員からは「今年は開催しないの?」と要望がきているので今後も引き続き行っていく予定です。

支部の活動はお互いに切磋琢磨しながらも、「楽しくやろう」がモットーです。同じやるなら楽しい方がいいでしょう。そうやりながら、若い人材がどんどん育っていってこればいいと願っています。



鎌田支部長はどのような函館支部にしていきたいと考えていますか?

佐藤元支部長はご苦勞をされながら、積極的に函館支部を変えていったと思います。この活動を守りながら、育てていきたいと考えています。

あまり、佐藤カラーとか、鎌田カラーとか意識せず、自然体でいますよ。(笑)

昨年、目の手術をして以来、少し弱気になってもう外部には出ないと思っていたのですが、また、みなさんからこのような要請があり、できるのかしらと思いつつもやる以上はきちんとやるのが私の主義ですのでこうやって出てきています。(笑)

しかし、いつまでもこうしている訳にもいかなないので、今後の人材育成に課題を置いていきたいですね。函館支部は前支部長からの方針で専門者を育てたい、女性を大事にする、というのがあります。

キャリアを気にせずどんどんわからないことは聞いて育ってほしいと願っています。



広報部も随分と活躍されているようですね?

企画部と分離してからまだ間もないので手探り状態ですが『やれることは何でもやる!』がモットーです。今のところ会報中心ですが本当に力を入れています。

(笑)

会報はどのような方向に視点を定めていっていいのかわ



悩むところではありますが、対外的な広報紙としての性格を重んじてやっています。

今回、記念号としての50号特集号を発行したのですが、その目玉として女性の行政書士って函館支部にどれくらいいるんだろうと調べてみたところ9名いたのですが、実は全員が集まって話したことはなかったんですね。そこで座談会を開こうと。

古くから開業されて本当に地道な活動をされてきた方々のお話を聞く機会ができて本当に良かったと思います。今のところ、「使命感と自己満足!」でやっています。(笑)(吉田部長談)

2

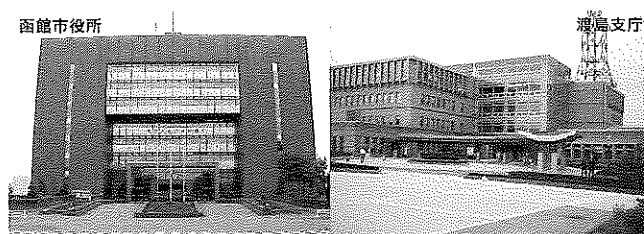
函館の官公庁教えてください!

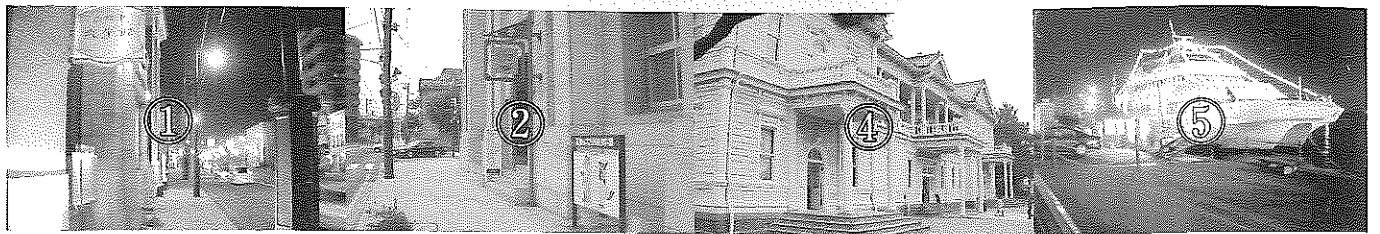
函館市役所	函館市東雲町4番13号
渡島支庁	美原4丁目6番16号
函館中央警察署	五稜郭町15番5号
函館陸運支局	西桔梗町555番24号
函館地区トラック協会	西桔梗町555番32号
函館地方方法務局	新川町25番18号
ハローワーク	新川町25番18号
労働基準監督署	新川町25番18号
檜山支庁	檜山郡江差町陣屋336番3号
函館税務署	函館市新川町26番6号
北海道運輸局	函館市海岸町24番4号
函館海運支局	函館市海岸町24番4号
函館税関	函館市海岸町24番4号

同一合同庁舎

港湾合同庁舎内

<http://www.hakodate-customs.go.jp/kankatukuiki.html>





3

函館に訪れたら…

函館は湯の川、五稜郭、函館山、函館山麓、
ペイサイドなどなど観光地としてはあまりにも有名なので、
そのようなところを今回は割愛して…。



今回は「少し観光に飽きたらこんな
ところはいかがでしょうか？」
というスポットをご紹介します。

① 函館市文学館

函館所縁の作家(殆ど他は函館出身者)を紹介しています。
石川啄木の資料も豊富です。

最近では芥川賞を受賞した「辻 仁成」が有名ですが、各
作家の本は読むこともできますし、原稿等資料も展示されてい
ます。

建物は第一銀行函館支店の建物をそのまま利用している
ため非常に趣があります。

② 函館市北方民族資料館

北方民族学の権威～馬場修氏の北方民族の資料、アイヌ
民族に詳しい兄玉作左衛門氏のコレクションなどが展示され
ています。アイヌ民族が大事な家宝を手放さなければならなかつ
た悲しい歴史など考えさせられるものがあります。

こちらも旧日本銀行函館支店を利用した建物で当時を偲ば
せる造りとなっています。

③ 啄木浪漫館

啄木小公園の側にあり海を見ながら啄木の資料をみるこ
とができます。

浪漫シアターが常に上映されており、啄木の生涯を垣間見
ることが出来るので、なぜ啄木が函館を詠ったのかなどがよく
理解できます。

才能がありながら才能に溺れ、わずか26年の生涯を閉じた
流浪の詩人、石川啄木をみなさんはどのように感じるでしょうか。

④ その他

歴史を紐解いていくのであれば「函館博物館郷土資料館」、
「函館中華會館」、「旧函館公会堂」、「高田屋嘉兵衛資料館」、
「五稜郭」などもおすすめです。また、最近のものであれば、函
館山麓にいるかのマークの建物「FMいるか」もお勧めです。
オンエアの様子を見学できるオープンコミュニティ放送局です。
カフェレストランからは元町や市街の夜景を見ることが出来ます。

また、函館駅を迂回する形でウォーターフロントと国道227
号を結ぶ「ともえ大橋」も一見の価値があるかもしれません。
夜であれば、国際ホテル新館の最上階のバーから全景を見る
こともできます。

⑤「観光遊覧船～Blue Moon」

函館西波止場前の棧橋から出航する観光連絡船。

昼の40分コースと夜の60分コースがあります。

(料金が違うので予め確認した方がいいです。)

4

食べ歩きのお勧め

⑥食事処「富茂登(ふもと)」

宝来町9-7 ☎0138-26-3456

函館山麓に高田屋嘉兵衛像があり、その横にある割烹「富茂
登」はあまりにも有名であるが、その向かいにも食事処がありこ
ちらのボルシチが地元では評価が高いということで函館支部一番
のお勧めでした。

⑦ラーメン「マメさん」

やはり、函館のラーメンと言えば、「塩」。この塩ラーメンが地
元の人達には人気だそうです。場所は末広町、明治館や金森倉
庫のすぐ近く。二十軒坂のすぐ下にあるそうです。どのガイドブ
ックを見ても載っていないので穴場かもしれません。よって住所もご
当地で聞いてください。

⑧ラーメン「来々軒」

「マメさん」と同じく名前が挙がっていたのがこちら。ラーメンは
人によって好みもあるので、こちらもどうぞ、とのことでした。ここも
末広町、生協の向かいというのがポイント。こちらもどのガイドブ
ックにも載っていません。やはり、お勧めは塩ラーメンだそうです。

⑨朝市各食堂の「巴どんぶり」

これは店の名前ではなく、朝市には手前から「恵比寿屋食堂」
「あけぼの食堂」「海峡」「きくよ食堂」「道南食堂」に別れるが
その中でも有名なきくよ食堂の井もの名前です。(ちなみに中
身はウニ・イクラ・ホタテの3種類)

他の食堂は4種類、5種類というところもあるそうです。是非一
度ご賞味ください。



⑩寿司「清寿司支店」

本町32-12 ☎0138-52-4528

五稜郭の繁華街の大きな交差点に立てばすぐわかります。私事ですが、昔、函館に住んでいたとき、ここへはよく連れていってもらいました。今は若くて一生懸命な板前さん(実は同い年でした。(驚))がいっちゃって、なつかしくてついつい夜遅くに行ったのですが、随分とよくしてくださいました。ぜひ、函館に行った際は行ってみて下さい。

⑪喫茶店「カフェルボ」

本町24-6 ☎0138-52-0291

こちらも五稜郭。行啓通りダイエー並びに地元の方、一押しの喫茶店です。

40年来、変わらない味を出してくれるそうです。ちなみにここは現北海道行政書士会副会長の佐藤聡先生のご推薦です。手作りハヤシライス等、食事も充実しているそうです。五稜郭でお買い物の後、ぜひお寄り下さい。

⑫喫茶店「カフェペルラ」

元町18-11 ☎0138-27-2530

ここはFMいるかの2Fにあります。FMいるかを見学なさったらそのまま函館が一望できるこの喫茶店でおやすみ下さい。函館山の風景とはまた一味違った身近な全景が見られます。ちなみにここは函館出身のバンドGLAYがよく行く店だそうです。

⑬バー「ル・モン・ガギュー」

大手町5-10 ☎0138-23-8757

別名『臥牛山』とは函館山のこと。函館山の形が牛が寝ているような形から地元の方は親しみにを込めてこのようにいいます。そこからの命名なのでしょう。国際ホテル別館9Fに函館港と美しい山並みそしてともえ大橋が一望できるラウンジがあります。こちらは夕方からですが、コーヒー等もありますのでぜひどうぞ。

⑭喫茶店「ウエストコースト」

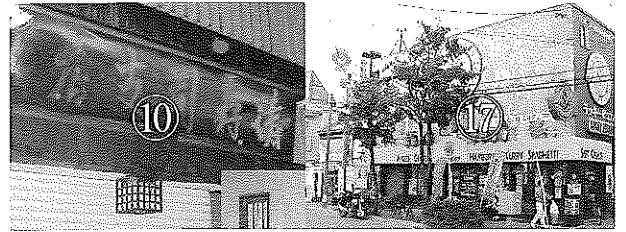
上磯町字館野50(国道228号沿い) ☎0138-75-3080

目の前が海。ちょっと足をのばして上磯町まで行くと、函館山を望む眺めのよいテラスでゆっくりとお茶を飲めるところがあります。この紅茶は絶品だそうです。ちなみにミルクティーがお勧めだとか。

⑮ピアホール「ピロングス」

若松町12-19 ☎0138-26-3100

函館港に面して立つ地ビールレストラン。函館駅の横、朝市を通り抜けると摩周丸が見えてきます。とりにあるおおきな建物がここ。この地ビールは英国風のエールタイプ。他にも函館にはたくさん地ビールがあります。ぜひ、ご賞味下さい。



⑯キッチン「アウル」

八雲町山崎616-38(国道5号線沿い)

☎01376-8-2775

もし、車で国道5号線をお帰りになるのなら、お帰りはこちらで昼食をどうぞ。ここは玄米料理とケーキが自慢となっていますが、ハンバーグ定食を食べた広報部長の吉田先生はビックリしていました。ハンバーグ定食のほかに小皿でいろんな料理が10品近く出てくるとか。胃袋に自信のある方はぜひどうぞ。

⑰ファーストフード「ラッキービエロ」

代表 末広町23-18 ☎0138-26-2099

函館でこれを知らない人はいないというくらい有名で今6-7店舗、各地に見られます。すぶたやエビチリなど中華味のハンバーガーが大人気。一番人気はチャイニーズチキンハンバーガー。ここはカレーやスパゲティも若者に人気があります。イカスミカレーも一度ご賞味下さい。

* * *

まだまだ、世にも紹介したいところがたくさん

ありますが、さすが函館。

一度では紹介しきれませんでした。あったかくてエネルギー的な支部の方々の活動をお聞きして、

まさに支部活動の見本となるべきものを

見たような気がしました。

今回の取材にお付き合い下さいました。



函館支部のみならず、
ほんとうに
ありがとうございました。

(取材・文責 鹿野ひとみ)
(佐々木)

全道新入会員実務研修会報告

新人研修会一日目

平成13年8月25日（土）、札幌市中央区のきょうさいサロンにて、全道新入会員研修会が開催されました。全道各支部から56名の会員が参加し、新入会員に混じって業務歴の長いベテランの方の参加も見受けられました。

まず、佐藤隆一会長から、挨拶とこれからの行政書士の展望について説明がありました。

続いて、深貝副会長から「事務所経営と品位保持」について講義があり、先程の行政書士法改正等をふまえ、これからの行政書士のあるべき姿について説明されました。

この度の研修会は、円卓のテーブルにて各グループを形成し、講義の終わった都度テーブルミーティングを行うという形式を取っていました。講義の内容について一人ではなかなか気付かない点を補ったり、何よりも気軽にお互いを知り合える点などで、通常の講義形式よりもよかったのではないかと思います。

次に、菊地利夫会員より「外国人の在留手続」について講義がありました。制度の説明のほか、実際に菊地会員が行った手続の写しを使つての講義もありました。普段なかなか目にすることができない貴重な資料を提供していただき、受講者も目の色を変えて講義に耳を傾けていました。

昼食を挟んでテーブルミーティングがあり、入管業務の需要等の質問がなされました。

次に板垣俊夫理事より「建設業許可申請」についての講義がなされました。基本的事項や様々なポイントの解説の後、実際に申請書を作成しました。

長時間の講義を終えて新入会員の皆様の手に残った資料が今後宝物になることを思つてやまない次第です。

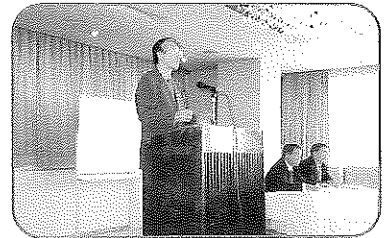
（取材・文責 西 直人）

新人研修会二日目

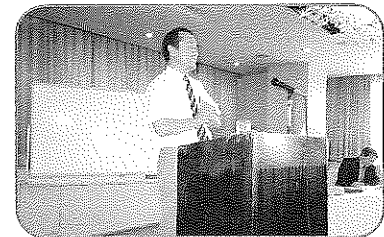
8月26日は、43名出席のもと午前10時より「行政書士法一部改正の解説」について、佐藤隆一会長より講義頂きました。法改正に伴う代理権、事務所の法人化など、今後の事務所経営に関わる重要な点について講義頂きました。その後のディスカッションでは、予定時間を大きく廻り熱気あふれる討論会となりました。

午後1時よりは板垣俊夫理事より午後4時まで「相続・遺言」の講義を頂きました。民事の仕事の中心的な分野になるところでもあり、実務に即した膨大な資料と経験談に参加会員も長時間に渡る講義であつたにもかかわらず、熱気のある内容でした。

（取材・文責 斉藤 秀一）



あいさつする 佐藤会長



外国人の在留手続について 菊地会員



事務所経営について 深貝副会長



建設業許可申請 板垣理事



行政書士法の訂正について 佐藤会長



相続・遺言 板垣理事

新人研修会を終えて

この度、8月25、26日に行われた新入会員研修会に出席させていただき、自分なりに感じた事を率直に述べさせていただきます。

初日に少し驚かされたのですが、それぞれ会員ごとに所属のグループがすでに決まっています、まずは同じグループの方達との名刺交換から研修はスタートしました。今年が初めての試みとの事でしたが、一つの講義が終わるごとにグループで感想や意見等を話し合い、グループのリーダーが前に出て発表するという形式で研修会はすみました。来年も同じ形式での研修会となるかは今年の評判次第かと思いますが、従来の講義方式の研修会の場合、近くの席に座った方とも言葉を交わしたり、まして意見を交換するといった事は（知り合いの少ない新入会員の場合は特に）あまりないように思いますので、交流をもつきっかけとしては大変有効であったように感じました。とは言いつつも一方的に講義を聴くだけ、と思っていた私としてはグループのリーダー役だった事もあり、発表の際などは思いがけない緊張感を味わう事にもなった訳ですが……。

実務に関する講義は私も今回参加した新入会員ももともと期待していた部分かと思いますが、講師の先生の経験に基づく内容で、配布された資料は実際の業務にも参考になるであろう大変内容の濃い貴重なものであり、講師を担当された先生には心からの感謝を申し上げます。又行政書士法の改正についての講義を受けた際には自分の「行政書士」という職業に対しての意識の低さを感じると共に、行政書士法を理解する事の重要性を痛感させられました。

今回の研修会に参加した事により、仕事の依頼がある事を切望しているにも関わらず、経験のない業務の依頼がある事を恐れる気持ち、つまり「きてほしいけど、きたらどうしよう」的な矛盾した不安は私が若いからでもなく、ましてや女性だからなのでもなく新人なら誰もが抱く当たり前の感情なのだという事に気づくことが出来ました。平成大不況といわれるこのご時世に開業に踏み切った経緯は人それぞれ様々かと思いますが、今回の研修会に参加した皆さんは多かれ少なかれ「清水の舞台から飛び降りた」事に代わりはないはずです。

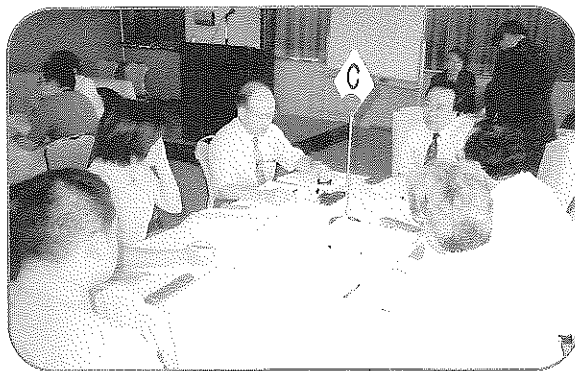
あの時飛び降りて良かった、と思える日がくるように、自分を含め研修会に参加した皆さんの健闘を心から祈っています。

今回教えていただいた事、又今後先輩から教えていただくであろうたくさんの事を、何年先になるかわかりませんが私も又、不安だらけで行政書士となる誰かにリレーしていきたいと思います。

講師の先生、研修会のスタッフの皆さんに改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

札幌支部 汲田 佳奈

ディスカッションも活発に行われました



今回はじめて円卓テーブルで行われました



10月1日(三越デパート)業務部 (札幌店にて)

道民の
みなさんも
参加できる

全道行政書士業務研修会 「相続・遺言セミナー」

業 務 部

本年度の業務研修は、道民も参加できる公開研修会を実施いたします。民事の中ではもっとも多い「相続と遺言」をテーマに、改正行政書士法(平成14年7月1日施行)による『契約その他に関する書類を代理人として作成する』新しい業務開拓を探ってみてはいかがでしょうか?次により全道行政書士業務研修会を開催しますので、会員の皆様には是非受講されますようご案内いたします。

1. と き 平成13年10月1日(月) 10:30~14:30
2. ところ 三越デパート 4F 「ライラック」 札幌市中央区南1条西3丁目8
3. 研修科目及び講師
-第1部-
「相続と税金について」 10:30~12:00
札幌国税局 課税第1部 資産課税課
審理係長 佐藤 隆樹氏
-第2部-
「公正証書遺言について」 13:00~14:30
公証人 小野澤 峯藏氏
4. 対象者 北海道行政書士会員、道民のみなさん
5. 受講料 無 料(但し、行政書士会員は、資料代1,000円負担)
6. 申込方法 受講希望者は、支部名、会員番号及び氏名を記載のうえ、FAX又はハガキで本会事務局へ申込んでください。

キリトリ線

【参加申込書】

支部名	会員番号	お名前	いずれかに○印を付けてください
			1. 1部に参加します 2. 2部に参加します 3. 両方に参加します

● 広報部初の合同開催事業

街頭無料相談会のお知らせ

きたる10月1日(月)、札幌市中央区にある三越デパート1階外、
アーケード特設会場にて北海道行政書士会主催の街頭無料相談会を
行います。みなさまの参加をお待ち致しております。

【詳細は下記のとおりです】

1. 団体名 主催 北海道行政書士会
 共催 日本行政書士連合会
2. 開設日時 10月1日(月) 午前10時～午後4時
3. 場 所 三越デパート1階外アーケード特設会場
4. 相談内容 遺産相続、贈与、内容証明、戸籍、各種契約とクーリングオフ、借地借家、年金、交通事故、入国在留、成年後見制度、NPO取得、許認可に関する行政手続の相談など
5. 目 的 行政書士は国民と行政の絆として、また、くらしに密接した法律事務を通して、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命に今年行政書士法制定50周年を迎えました。
 この事業は行政書士制度強調月間の運動の一環として、道民を対象に広く相談に応じるものです。
 「街の身近な法律家」として行政書士ができることを広く世間一般に啓蒙することを目的とします。

平成13年6月22日、行政書士法が改正され、悲願の代理権獲得!と業界内では大々的に伝えられました。しかし、代理権を獲得できたことにより、今まで私たちが行政書士として行ってきた業務にどのような変化が起きるのか、これに対し、きちんと明確な答えを出せる人が果たして何人いるのでしょうか。

私たち会報編集委員はこの「代理権」というものが、今後私たちの業務にどのような変化をもたらすのか、いろいろな角度で探ってみたいと考えました。

まずは、「代理権」を紐解いていくと、行政書士法がどのように変わったのか、この一言一句がどのような意味を持つのか、基礎と言えば基礎、基本中の基本から勉強をしておさなければならないことに気付きました。

そして、今後、この特集では、この法改正のきっかけとなるものは何だったのか、現在の行政書士の業務範囲とはどこまでを言うのか、行政書士が代理権を付与されたことによりどのように業務内容が広がりを見せるのか、など様々な視点で代理権を研究してみたいと考えています。

編集委員が再編成され、新しい体制になりました。まず手始めの試みがこの特集です。試行錯誤が続くことになると思います。しかし、経歴の浅いこの編集委員たちが疑問に思ったことを素直にぶつけ合い、様々な文献を調査し、研究を深め、一つの結論が出るまでを一年間を通じ、ドキュメントとしてお届けしたいと考えています。

これに対して様々な見解が出てくるとはと思いますが、いろいろな経験年数の方々のご助言、ご指導もお待ちしております。

この特集のためにほぼ毎週、編集委員は勉強会を開いております。もし、参加希望の方、資料をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご連絡を頂きたいと考えています。(北海道行政書士会事務局まで)

今回は初級編です。

代理権を調べる前に行政書士法のきちんとした意味を再確認するために様々な文献を調査しました。

そこで、タイトルは「何ができるの? 行政書士」となりました。

次回からは初中級編、中級編、中上級編、上級編と議論を発展させていきたいと考えています。

(果たして、上級編までたどり着けるのやら……。)

乞うご期待ください。

今後の掲載予定

11月号 …… 代理とは何か

新年号 …… 代理が付与されることによる業態の変化

3月号 …… それによって行政書士に何ができるのか

5月号 …… 日行連の代理権の考え方

7月号 …… 北海道行政書士会及び他府県行政書士会の見解

9月号 …… よって行政書士の業務はどのような可能性が開けるのか

※ あくまでも予定ですので若干のタイトルの変更はあるものと思われます。

ご了承ください。



7月号に掲載された改正行政書士法（以下、「改正法」という）により、私たち行政書士の業務がどのように変わっていくものなのか、私たちがこの改正を機に何ができるようになるのか、全く手探りの状態ながら編集委員の中で勉強してみることにしました。



まず、私たちは
条文そのものについて
もう一度おさらいして
みましょう！

第1条の2（改正後）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

- 2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3（改正後）

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りではない。

- 1 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する手続について代理すること。
- 2 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
- 3 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。



「官公署」の定義はどんなものでしょうか

平成9年6月10日、衆議院地方行政委員会での松本行政局長の答弁は以下の通りです。「現在の行政書士法の1条の官公署という意味でございますが、国又は地方公共団体の諸機関の事務所を意味しまして、行政機関のみならず、広く立法機関及び司法機関のすべてを含むものと解されているところでございます」。官公署の内には明確に「司法機関」も含まれていると確認できます。

また、地方自治制度研究会編『詳解行政書士法』（ぎょうせい）にも、「『官公署』とは、国又は地方公共団体の諸機関の事務所を意味し、形式上は行政機関のみならず広く立法機関及び司法機関のすべてを含む」との記述があります。



- 警察署へ提出する告訴状・告発状の作成は、行政書士及び司法書士の業務とされている。
(根拠・昭和14. 2. 17警察部長回答)
- 法務局へ提出する帰化申請書類の作成は行政書士及び司法書士の業務とされている。
(根拠・昭和37. 5. 10自治省行政課長回答)

又、「検察庁に提出する告訴状・告発状は司法書士の業務であるが、行政書士も作成することを許容されている。検察庁はあくまで行政庁であるということが理由であると考えられる。したがって、告訴状・告発状の作成の許容は例示にすぎないと解されている。検察審査会に対する不服申立書作成等も行政書士の業務である。」
(新版行政書士マニュアル214頁)

ただし行政書士法1条の2第2項に行政書士の業務制限規定があり、弁護士法、司法書士法、税理士法、弁理士法等の法律に反して業務を行うことはできません。



第1条の2 行政書士は「権利義務」に関する書類を作成することを業とする。

この「権利義務」の
範囲についても
調べてみました。



「権利義務に関する文書とは、権利義務の発生・存続・変更・消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする文書である」

(大判昭和8. 5. 23)

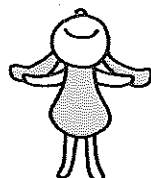
「権利義務は私法上のものであると公法上のものであるとを問わない。それゆえ、たとえば、売買、賃貸、贈与、交換などの財産関係に関する証書であっても、婚姻、養子縁組の届出書のような身分関係に関するものであっても、また、民事・刑事の訴訟に関する文書であってもよい。

その文書は、当該権利義務の成立要件となっているものであると、単に権利義務の存否を証明する性質のものであるとにかかわらない。

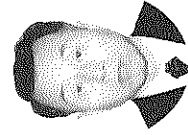
なお、法律的に直接ある権利義務を発生・変更・消滅させる効力をもたなくても、事実上権利義務に変動を与える可能性を有する文書であれば足りると解する」(団藤重光、刑評2巻21ページ)

行政書士法1条の2の「権利義務に関する書類」の概念は、以上のように、「官公署」の概念同様、形式的には広範なものですが、1条の2第2項の制限規定により、他士業者の専権業務とされている業務は含まれません。

なお、売買契約書等の典型契約書類や非典型契約書類の作成は行政書士が行政書士の名称を用いて業として作成するものであり、弁護士との共管業務となっています。



今回は、代理とは何かという観点で話をすすめてまいります。
ご期待ください。

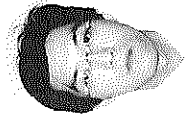


きさはら 昌
昭和15年4月22日生
札幌支部 平成13年7月2日入会
事務所 札幌市中央区北4条西18丁目7番地13 高土ビル
TEL 011-644-2285
FAX 011-613-2830

〈コメント〉

平成13年7月2日に登録された筈と申します。40年間の公務員生活を終え、何かの役に立てばと思いい申請したものです。

新入会員となったものの、今のところ全く解らない事ばかりですので、諸先輩方のご指導を仰ぎながら頑張りたいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

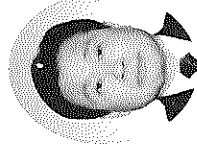


たかだ なおき
高田 直樹
昭和47年1月30日生
札幌支部 平成13年8月1日入会
事務所 札幌市白石区南郷通12丁目北1番11号
TEL 011-863-6777

〈コメント〉

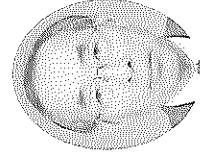
今度、新入会員となりました、高田直樹と申します。

まだ、30手前の若輩者ですので、諸先輩方のご指導よろしくお願いいたします。



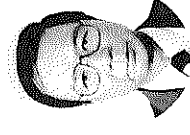
ながお やすお
長尾 安雄
昭和14年1月11日生
札幌支部 平成13年8月1日入会
事務所 札幌市豊平区月寒東4条8丁目5番28号
TEL 011-851-5891
FAX 011-851-5891

〈コメント〉



きなめき しげお
木滑 茂雄
昭和11年1月9日生
札幌支部 平成13年8月1日入会
事務所 札幌市高丘1丁目28番1号
TEL 0123-23-5026
FAX 0123-23-5026

〈コメント〉



はせやま ひろし
長谷山 博
昭和7年7月21日生
函館支部 平成13年8月1日入会
事務所 函館市高丘町47番7号
TEL 0138-59-2061
FAX 0138-59-2061

〈コメント〉

本年8月登録となりました。今後、自学研鑽はもとより、先輩諸先生方のご指導を仰ぎながら実務に励みたいと存じますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。



うへだ ともこ
上田 朋子
昭和38年5月22日生
札幌支部 平成13年7月2日入会
事務所 札幌市北区新琴似10条5丁目3番15号
TEL 011-764-3440

〈コメント〉

1日も早く1人前になれるよう努力していきたいと思っています。ご指導よろしくお願致します。



すずき けんじ
鈴木 謙次
昭和36年1月28日生
札幌支部 平成13年8月1日入会
事務所 札幌市厚別区厚別西3条4丁目6番11号
TEL 011-895-7232
FAX 011-895-7186

〈コメント〉

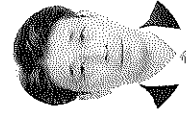
この度登録させていただきました。
業務に関しては、暗中模索状態ですが、「日々向上」をモットーに頑張ります。よろしくお願いたします。



よしかわ けんいち
吉川 健一
昭和31年12月19日生
札幌支部 平成13年7月2日入会
事務所 札幌市手稲区前田10条20丁目8番25号
TEL 011-683-1632

〈コメント〉

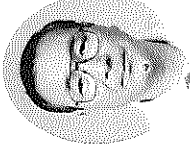
過ぎた筈の不惑を、未だ後生大事に抱えたままの登録となりましたが、諸先輩のご指導宜しく職務に邁進していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。



うりた せいじ
瓜 聖司
昭和34年6月26日生
札幌支部 平成13年8月1日入会
事務所 千歳市文京3丁目22番地の50
TEL 0123-28-5930
FAX 0123-28-5930

〈コメント〉

新入会員の瓜です。
各種依頼に応じられるよう日々の努力を重ね、信頼される行政書士を目指していききたいと思っています。



さんみや たけし
三宮 武
昭和16年3月30日生
函館支部 平成13年8月1日入会
事務所 瀬棚郡瀬棚町字本町567番地の1
TEL 01378-7-3420

〈コメント〉

檜山北部の瀬棚町で開業し、皆様の仲間入りをさせていたできました。皆様の指導をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。



くどう りょうじ
工藤 亮二 昭和8年2月7日生
函館支部 平成13年8月1日入会
事務所 檜山郡厚沢部町本町129番地の12
TEL 01396-4-3854

〈コメント〉

行政書士ピカピカの一年生工藤亮二です。五里霧中で不安な毎日ですが、少しでもお役に立てよう頑張ります。先輩諸氏のご指導をお願い申し上げます。



やまだ つとむ
山田 勉 昭和15年6月14日生
旭川支部 平成13年7月2日入会
事務所 名寄市西7条南10丁目28番地19
TEL 01654-3-3510
FAX 01654-3-3510

〈コメント〉

この7月に、北海道行政書士会員として登録いただきました。
“若葉マーク”付きの行政書士ですが、先輩諸氏のご指導をいただき、研修・研鑽を積み、信頼される行政書士として、その専門業務に携わってまいります。よろしくご指導、ご交誼下さいますようお願い申し上げます。



さわぬま たかし
澤 沼 孝 昭和10年8月16日生
旭川支部 平成13年8月1日入会
事務所 旭川市南5条通26丁目
TEL 0166-31-1551
FAX 0166-31-1551

〈コメント〉

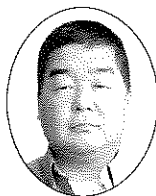
今回入会しました澤沼と申します。新参者ですが、皆様方のご指導を頂き乍ら一日も早く仕事を覚えたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。



しょうげん かずみ
正 源 一三 昭和20年9月12日生
室蘭支部 平成13年8月1日入会
事務所 登別市新生町5丁目7番地4
TEL 0143-86-9626
FAX 0143-86-9626

〈コメント〉

年は55歳になりますが、補助経験もなく、右も左もわからない新米です。昔の声を聞きますと、行政書士だけでは飯が食えない、せめて会計事務所に半年でも1年でもいいから、もぐりこんでから開業すべきだ、と言う声を振り切って開業しました。
8月25・26日の新人研修会に参加して、昨今の業界事情を聞いて、ややほっとしているところですが、現実には甘くありません。営業に出歩く毎日ですが、行政書士って何をやる人なの、何が出来たの？の質問攻めです。行政書士の業務案内チラシを自作して、配り歩く毎日が続きます。何とか3年は頑張って、飯の食える行政書士を目指したいと思います。よろしくお願い申し上げます。



なかむら とおる
中村 透 昭和29年4月7日生
十勝支部 平成13年7月2日入会
事務所 帯広市南町東3条7丁目20番地
TEL 0155-48-6941
FAX 0155-48-6941

〈コメント〉

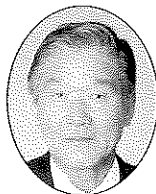
行政書士会に入会させていただき“街の法律家”として帯広に開業しました。浅学非才ですが、皆様のご指導・ご鞭撻を受けたまわりながらがんばって行きたいと思っています。よろしくお願い致します。



こんどう やすのり
近藤 康範 昭和23年10月24日生
釧路支部 平成13年8月1日入会
事務所 釧路市南大通3丁目1番6号
TEL 0154-42-7596
FAX 0154-42-7569

〈コメント〉

生まれも育ちも釧路の近藤です。趣味は旅行と音楽鑑賞。特にモーツァルト！諸先輩の皆様宜しくお願い申し上げます。くしろよろしく！



いわた のりあき
岩田 憲明 昭和14年2月16日生
根室支部 平成13年8月1日入会
事務所 標津郡中標津町西9条北10丁目20番地
TEL 01537-2-3457
FAX 01537-2-3457

〈コメント〉

今までの行政経験を十分に生かし、いろいろな人達と接し、見聞を広め、地域社会に貢献したい。



お知らせ

支部事務局所在地が変更になりました。

【支部事務局所在地】

〒087-0053 根室市本町4丁目4番地
行政書士 平賀 禎彦 事務所内
TEL 01532-4-2843
FAX 01532-4-2863

出張封印説明会

8月2日午後1時より、会員61名出席のもと北農健保会館にて「甲種受託者による出張封印」説明会が開催されました。この制度については北海道運輸局整備部登録資材課長 大橋幸雄様にお越し頂き、講演いただきました。

その後、深貝副会長により自動車の封印制度、出張封印、行政書士会側の取り組み、関東地区の実施要領及び賠償責任保険について説明頂きました。



北海道運輸局整備部登録資材課長
大橋幸雄氏

深貝副会長

在留資格の変更に関する宿泊研修

8月3日石狩温泉「番屋の湯」に於いて12名出席のもと在留資格の変更に関する宿泊研修が行われました。テーマは「在留資格の変更 文化活動→芸術」で滝沢俊行先生を講師にお招きし、2日間に渡りたいへん貴重な実際の体験談を交え、講義頂きました。

本や参考資料からでは、なかなか得難いお話も伺うことができ、たいへん有意義な研修会だったと思います。

講師の先生のお話により法的根拠の重要性について痛感しました。

(取材・文責 斉藤秀一)

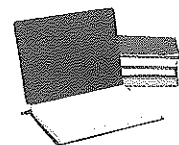


2002年度版 行政書士手帳の注文について

1. 手帳の仕様

- 表紙 ビニールシート黒
- サイズ 169mm×83mm
- 内容 (分冊方式・差込式)
- *ダイアリー編
 (月間計画表・日記・各種資料)
- *法規編
 (行政書士法、同法施行規則、行政手続法、
 日本行政書士会連合会会則、同会則施行規則 等)
- *アドレス編

- 2. 価 格 750円 (消費税込)
- 3. 送 料 実 費
- 4. 注文の方法 FAXまたは葉書にて
- 5. 締 切 日 平成13年10月10日 (水)



全道広報・監察担当者会議開催される

平成13年8月17日、札幌市中央区にある北農健保会館に於いて、全道各支部より広報・監察担当者が集まり熱心な討議がなされました。

出席者は下記の通り(敬称略)

松山昌司 (札幌支部監察広報部長)	北道正博 (日高支部理事)
吉田寿美子 (函館支部広報部長)	桑原教之 (十勝支部監察部長)
斉藤明 (小樽支部広報部理事)	土井幸男 (釧路支部理事)
斉藤晃司 (小樽支部監察部理事)	井上亨二 (根室支部監察部理事)
佐藤武 (空知支部理事)	佐藤隆一 (北海道行政書士会会長)
高橋正利 (旭川支部業務部理事)	佐藤聡 (北海道行政書士会副会長)
梅澤政男 (留萌支部理事)	土井伸 (北海道行政書士会広報部長)
坂本恵子 (宗谷支部広報担当)	成田貢利子 (北海道行政書士会広報部長)
近藤隆成 (網走支部企画部理事)	吉村学 (北海道行政書士会監察委員長)
高橋国夫 (室蘭支部理事)	鹿野ひとみ (北海道行政書士会報編集委員長)
清野甲次 (苫小牧支部副支部長)	園中浩貴 (北海道行政書士会報編集委員)

まず、佐藤隆一会長が挨拶をし、現在の北海道行政書士会の動向、日行連の現段階での活動について、そして各支部広報・監察担当者の方に寄せる期待を述べられました。

次に、土井広報部長から全道各支部広報・監察担当者会議を開催するにあたっての経緯等が話され、議題に入りました。

今回の目的である各支部の広報・監察活動をお互いによく知るという意味で、先に広報部長から平成13年度広報事業活動についての説明がなされました。

そして、活動方針にそって、各支部の現在までの活動状況が詳しく担当者より報告され、各支部の特色を生かした活動をお互いに確認しあい、質疑応答がされました。

また、広報部活動のひとつである北海道行政書士会のパンフレットが提示され検討がなされました。

今後、開催される無料相談会等の報告もあり、さらに監察活動について吉村監察委員長からも今後の活動方針につき説明がなされました。

会報編集委員からは今後の体制と紙面作成における基本的な考え方が説明され、今後各支部との連携を会報ML(メーリングリスト)によるe-mailにて行うことの協力依頼がありました。これにより、各支部との広報における連絡を一元化し、スムーズな情報提供及び情報収集を行うことが了承されました。

(取材・文責 鹿野ひとみ)

10月は「労働保険適用促進月間」です!

知っていますか労働保険 入っていますかあなたの職場

- * 労働保険は昭和50年に、農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用する事業について全面適用されて以来、適用事業数は増加を続けており、平成12年度末では約306万事業となった。しかし、現在においても依然として小零細事業を中心になお相当数の未手続事業が残されているのが実情である。
- * これまでも、これら未手続事業の解消は、全面適用の原則を踏まえ、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、重点施策の一つとして取り組んできましたが、現在の状況の下ではより一層の未手続事業の解消が急務である。
- * このため、厚生労働省では10月を「労働保険適用促進月間」と定め、広報活動を展開し労働保険制度の目的や重要性について周知を行ない、事業主の皆様へ理解を深めていただくことにしています。
- * 誰もが避けたいと思っている「ケガ」や「失業」は、絶対に遭遇しないという保証はありません。労働者を雇用し、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに所轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)に加入手続きを行ない、労働者が安心して働ける職場にしてください。

労働保険の加入手続きには

- ① 事業主自らが手続きをする
- ② 労働保険事務組合に委託して手続きをする
- ③ 社会保険労務士に依頼して手続きをする

という方法がありますので、詳しくはお近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)にお尋ねください。

ご 逝 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支 部 名	会 員 番 号	氏 名	死 亡 年 月 日
札幌(北区)	2247	永 塚 重 藏	13. 8.30
空 知	3553	山 田 則 安	13. 8.18
網 走	1315	横 内 良 雄	13. 7. 8

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
H13. 7. 5	会報編集委員会	15:00~18:00	本会役員室
H13. 7. 6	企画開発部会	13:00~15:00	本会役員室
H13. 7. 6	企画開発部、高度情報化対応委員会合同会議	15:00~17:00	本会役員室
H13. 7. 7	正副会長会	11:00~13:00	本会役員室
H13. 7. 7	常任理事会	13:00~17:00	本会役員室
H13. 7.10	行政書士登録調査委員会	13:00~16:00	本会役員室
H13. 7.12	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
H13. 7.17	綱紀委員会	13:00~15:00	本会役員室
H13. 7.28	業務部会	10:00~14:00	本会会議室
H13. 7.28	広報部会	10:00~13:00	本会役員室
H13. 7.28	広報部、会報編集委員会合同会議	13:00~14:00	本会役員室
H13. 7.28	広報部、業務部合同会議	14:00~16:00	本会役員室
H13. 7.28	会報編集委員会	14:00~16:00	本会会議室
H13. 8. 2	正副会長会	13:30~19:00	本会役員室
H13. 8. 6	選挙管理委員会	13:00~14:00	本会役員室
H13. 8.10	行政書士登録調査委員会	15:00~16:30	本会役員室
H13. 8.17	正副会長会	10:30~12:30	本会役員室
H13. 8.17	全道広報、監察担当者会議	13:30~17:00	北農健保会館
H13. 8.24	実務希望者向け出張封印説明会	13:00~17:00	北農健保会館
H13. 8.25	全道新入会員実務研修会	10:00~17:00	きょうさいサロン
H13. 8.26	全道新入会員実務研修会	10:00~17:00	きょうさいサロン

支部業務研修会開催状況

支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	受講人数
札幌	H13. 7.26	札幌市 札幌市教育文化会館	・建設業経営状況分析申請について ・建設業決算報告及び経営事項審査申請について	(財)建設業情報管理センター 北海道支部調査役 阿部 洋一 北海道石狩支庁経済部建設指導課 指導審査係主事 松田 宏子	80
小樽	H13. 6.23	小樽市 三川屋	・実務に対応する建設業許可申請について ・「決算報告書、建設業許可申請、 経審、解体工事業者登録等」	北海道行政書士会 小樽支部副支部長 大淵 勝敏	21
	H13. 7.28	小樽市 三川屋	・消費者契約法に於ける諸問題について	小樽公証役場 元公証人 傅法谷 弘	16
空知	H13. 7.30	滝川市 ホテルスエヒロ	・社会保険法について	北海道行政書士会 空知支部理事 高松 裕明	16
旭川	H13. 7.30	旭川市 旭川市ときわ市民ホール	・産業廃棄物処理業に係る許可申請 手続きについて	上川支庁地域政策部環境生活課 廃棄物対策係 主 任 竹花 英彰	22
	H13. 8.30	旭川市 旭川市ときわ市民ホール	・商業登記のコンピューター化に伴 う業務処理	札幌司法書士会会員 椎名 尚文	30
室蘭	H13. 8.10	室蘭市 室蘭中小企業センター	・戸籍法について	北海道行政書士会 室蘭支部会員 田代 健二	12
苫小牧	H13. 7.26	苫小牧市 苫小牧市民会館	・建設業許可申請並びに決算報告書 経営事項審査について ・解体工事業者の登録について	胆振支庁建設指導課 土木係長 高橋 利明 土木主事 佐々木 美幸	19
十勝	H13. 6.30	帯広市 とかちプラザ	・高齢者と消費者問題	帯広消費者協会理事 斉藤 まり子	6
	H13. 7.19	帯広市 帯広市職業訓練センター	・メーリングリストと参加運用につ いて	北海道行政書士会 十勝支部理事 下関 桂子	6

「夕焼けに染まる旧函館区公会堂」

明治42年5月に起工し、翌年9月に竣工した旧函館区公会堂は、北海道では珍しい洋風の建物です。

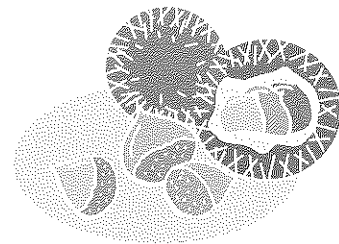
明治44年8月には、皇太子殿下（大正天皇）の行啓の際の宿舎として、また、大正11年7月に摂政宮殿下（昭和天皇）の御来道の際にも使用された、由緒深い建物です。

特徴的な様式を表しているこの建物は本館と附属棟からなり、建築意匠・技法などが高く評価され、昭和49年5月に本館が、同55年12月に附属棟が国の重要文化財に指定されました。

現在は、コンサートホールとして広く市民に活用されています。

夕焼けに染まる旧函館区公会堂は、まちの歴史の流れを見つめ続けています。

（表紙絵・文：成田眞利子）



INDEX

目次

ひと他県・他支部より掲載します。

ホームページコーナー・電腦行政書士通信	2
Shibu.com ～支部ドットコム～「特集 函館」	3～7
全道新入会員実務研修会報告	8～9
全道行政書士業務研修会	10
街頭無料相談会のお知らせ	11
特集 代理権 ～初級編～	12～14
新入会員紹介	15～16
支部事務局所在地変更のお知らせ	16
出張封印説明会・在留資格変更宿泊研修・行政書士手帳のお知らせ	17
全道広報 監察担当者会議・労働保険適用促進月間	18
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	19
忙中閑有	20

次号の記事の締切は10月20日です。

2001.9.第246号

平成13年9月25日発行

発行人	佐藤 隆一
編集人	鹿野 ひとみ
編集委員	田中 浩貴
編集委員	西 直人
編集委員	斉藤 秀一
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

郵便番号 060-0001

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)

北洋銀行本店 (普0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普0570344)

札幌銀行本店 (普389444)

振替口座 02730-0-8224番

忙中閑有

若者は、鞆に本だけ詰め込んで旅に出た。目的地があるわけではなく、いつになったら旅を終えるのかも誰にも告げずに。

若者はとあるところで宿を借りた。ただ狭いだけ、ただ薄暗いだけの部屋だった。薄暗い部屋の原因は大きな枯れ木だった。その枯れ木は何日後に切り倒される運命だという事を町の人から若者は聞いた。

ある雨の朝、若者は窓の外で一人の老人が枯れ木に何かを語りかけているのを目撃した。若者は老人が何かの感傷にとらわれて枯れ木に語りかけているのだと思った。

翌日の晴れた朝、若者は窓の外を眺めてみた。昨日の老人がいるのかを確認したかったからだ。窓の外にはやはり老人がいた。老人はまた枯れ木に語りかけていた。そして枯れ木に水を与えていた。若者はこの老人がなんて無駄なことをしているのだろうと考えた。枯れ木に水を与えたところで生命の息吹が蘇るわけでもなく、何日後には切り倒される運命だというのに。

老人は枯れ木が切り倒される日まで、毎日枯れ木に水をやり、何かを語りかけていた。若者はその光景を毎日窓から眺めていた。

枯れ木が切り倒される日の朝、若者は老人に尋ねてみた。「あなたは何故、切り倒される運命の枯れ木に毎日水をやり、何かを語りかけているのか」

「若者よ」と老人は言った。「君は何をしている人かね」

「ただ旅をしている者です」若者は答えた。

「若者よ。君にとっては、私のしていることが無駄な行為にしかみえないかもしれない。君が旅をしていることだって、人にとっては無駄な行為かもしれない」老人は続けた。「しかしね若者よ。人生において無駄なことなど何一つ無いのだよ。少なくとも私はそう信じている」

(西 直人)